

LA岡山

リーガル・エイド

LA岡山は、テーマごとに
精通した支援の手助けを準備しております。



公益財団

リーガル・エイド岡山

司法福祉・・・

それは、

すべての県民に

弁護士による法的サービスを

保証すること

LA 岡山は司法福祉を充実させることにより、
安心できる市民生活を守ります。

(公財)リーガル・エイド岡山の設立目的と事業理念

リーガル・エイド岡山は、「人は貧富にかかわらず、法の下に平等であることがデモクラシーの原則である。」との理念を実現するため、「法律上の扶助を要する者の正義を確保し、その権利を擁護すること」を目的として昭和31年10月1日に設立された財団法人です。以来、その目的の実現を目指して今日まで、岡山弁護士会及び財法律扶助協会との共助により活動してきました。

平成7年には、その目的を「社会的又は経済的理由により法律上の援護を必要とするものの権利を擁護し、司法福祉の増進を図ること」へと拡げ、援護の対象を経済的弱者から社会的必要性へと拡大しました。

このような理念に基づき、「ひまわり基金」の設置を初めとして、忙しく働いている人のための「土・日曜日法律相談」や、高齢者・障がい者の権利擁護のための「高齢者・障がい者支援センター」等の事業をすすめるなど、岡山県民に対するリーガルサービスの提供に努力し、平成11年「三木記念助成金」受賞も受けました。

平成18年には、「ひまわり・竹重基金」を基に、新たに「消費者被害救済支援センター」、「民事介入暴力被害者救済支援センター」、「女性人権支援センター」、「少年人権支援センター」、「特別人権支援センター」、「刑事弁護支援センター」を設置し、岡山弁護士会と協働して、岡山県民に対してこれまで以上の広範かつ迅速なリーガルサービスの提供を目指して新たな第一歩を踏み出すことになりました。

(公財)リーガル・エイド岡山の事業活動

(公財)リーガル・エイド岡山は、その目的を達成するために、弁護士による法的サービスを市民に提供しています。その主たる司法サービスは、弁護士による法律相談ですが、事案によっては法律相談を超えた司法サービスも提供しています。また、関係機関や関係団体などとの連携にも取り組み、充実した司法サービスの提供に工夫を凝らしています。分野ごとに取り組みが続けられる専心的取り組みをご利用ください。

(公財)リーガル・エイド岡山



女性人権支援センター



～1人で悩んでいませんか？～

〈職場で上司からセクハラを受けた〉

〈夫からひどい暴力を受ける〉

〈ストーカー被害に遭っている〉

女性人権支援センターでは、こんな女性のための無料法律相談支援を行っています。

①相談者が本人が女性であること、②相談内容が女性に対する職場等での性差別を含む案件、女性への暴力案件（ドメスティックバイオレンス、性犯罪に関わるもの）、ストーカー被害等であるという二つの条件を満たせば、岡山弁護士会女性人権センターの1回目の法律相談を無料にする支援を行います。

また、女性人権支援センターでは、DV等の事案での保護命令やストーカー被害などのケースで緊急を要する事情がある場合で、ご本人に資力がない場合、弁護士費用を援助します。



女性人権支援センター

ひとりで悩まないで！

女性人権支援センター無料法律相談をご利用ください。

●DV被害

DV（ドメスティック・バイオレンス）は配偶者や交際相手などからの暴力です。「暴力」とは身体的暴力だけでなく精神的暴力、性的暴力、経済的暴力などを含み、この「暴力」によって相手方は貴女に対して「支配的地位」をつくろうとします。貴女は、現状が変わるはずはないとひとりで悩んでいませんか？ DV は女性に対する重要な人権侵害行為です。勇気をもって、女性人権支援センターの弁護士にご相談ください。

●ストーカー被害

貴女は、交際相手あるいは交際していた男性からつきまとわれ、嫌がらせを受けてはいませんか？そして、相手からの仕返しを恐れて、誰にも相談できずひとりで悩んでいませんか？つきまとい、待ち伏せ、無言電話等をくりかえす「ストーカー行為」は法律によって規制されています。勇気をもって女性人権支援センターの弁護士にご相談ください。

●セクハラ被害

セクハラ（セクシャルハラスメント）は、相手を不快にさせる性的言動（性的嫌がらせ）のことです。男女雇用均等法では、事業主（企業）が女性従業員にセクハラが起きないように配慮する義務が規定されていますが、セクハラは大学の教員と学生の間でも生じる問題です。女性人権支援センターは、セクハラ被害についても無料法律相談で貴女を応援します。

●職場等での性別による差別被害

出産を理由に退職勧奨されたり、配置転換を言い渡されていませんか。昇進や昇格にあたり、女性だからという理由で同期同年齢の男性と異なる取り扱いをされていませんか。憲法 14 条は性別による差別を禁止しており、男女雇用機会均等法は募集・採用、配置・昇進について男女差別を禁じています。女性人権支援センターは、職場等での性別による差別被害についても無料法律相談で貴女を応援します。

子どもの権利支援センター

「未来を担う子どもたちのために」

非行、いじめ、退学、児童虐待…子どもたちが巻き込まれる問題の中にも、弁護士のような法律専門家の支援があれば、問題の解決や、負担の軽減が可能なものがあります。

しかし、経済的な理由で、その支援がえられないということがあってはなりません。

「子どもの権利支援センター」は、経済的、社会的にもっと弱い立場にある子ども・少年の権利擁護を目的として立ち上げられました。「子どもの権利支援センター」は、法律相談費用など、法律専門家の支援に必要な費用について援助します。

こんなときお役に立つかもしれません

〈事件に関係して逮捕されたとき〉

〈問題を起こして、鑑別所に入ったとき〉

万引きの疑いで逮捕され、その後、少年鑑別所に入ることになってしまった…。

これから、どんな手続が行われるのかわからなくて、不安ではないでしょうか？

子どもの言い分は充分に聞いてもらっているでしょうか？

付添人という制度があるのだけど、どうやったら利用できるのでしょうか？



〈学校でトラブルが起きたとき〉

ひどいいじめを受けて不登校になった…

先生から体罰を受けた…

誰とどうやって交渉したらいいのでしょうか？
法的手続を取った方がいい場合はどういふ場合でしょう
か？

〈子どもが親との関係で
悩んでいるとき〉

親からひどい体罰を受けているが、
児童虐待でないだろうか…

どこへ助けを求めればいいのだろうか？

こういうとき、法律専門家としての
弁護士のアドバイスを
求めてみてはいかがでしょうか？



高齢者・障がい者支援センター

高齢者・障がい者のみなさんの支援

● 出張相談

出向いて相談ができない方には弁護士が出張してご相談にのります。

● 専門家相談

高齢者・障がい者の支援に関わっておられる専門家からご相談にのります。

● 講座・講演

高齢者・障がい者支援に関わる講座や講演に講師として弁護士を派遣します。

● 代理支援

高齢者虐待・障がい者の人権侵害など弁護士費用が払えないとき、弁護士費用を支援します。

事案によって異なります。

高齢者・障がい者支援センターにお気軽にご相談ください。



法律サポートデスク

(岡山県からの委託事業)

- 第2・4月曜日、第2木曜日／
午後1時30分～4時30分
- 場所／きらめきプラザ1階
- 内容／福祉専門職向け無料相談

高齢者虐待対応 アドバイザー

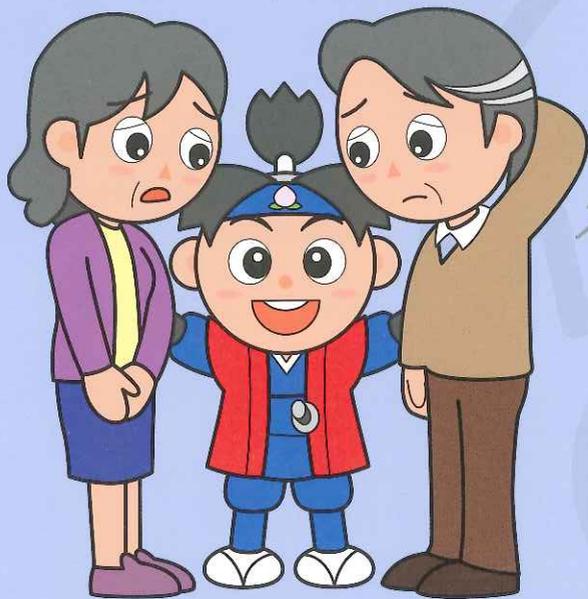
高齢者虐待防止法に基づいて、各市町村との間でアドバイザー契約を締結し、助言・現場への同行訪問を実施しています。

消費者被害救済支援センター

当センターでは、集団消費者被害事件、投資被害事件等の相談費用を援助するとともに、事件となった場合は、その弁護士費用の援助を行います。

特に、消費者保護の観点から意義のある事件については、積極的に援助を行いますので、多数の申し込みを希望します。

消費者被害にあわれた方は、まずはお気軽にご相談ください。





消費者被害救済支援センター

暴力被害救済支援センター

おかやま犯罪被害者支援センター

刑事弁護支援センター

特別人権支援センター

民事介入暴力被害者救済支援センター

「民事介入暴力事件の被害者を支援します」

暴力団等反社会的勢力からの民事介入暴力被害を受けた方の法律相談を行っています。

民事介入暴力の事案は被害が現に差し迫っているか、実際に被害に遭っており、他の事案にもまして迅速且つ機動的な対応が求められます。当センターでは、事案の受付後直ちに担当者を決定し対応にあたり、また事案の性質上、複数の弁護士による対応を基本としております。

実際の対応にあたっては、県警の組織犯罪対策課や暴追センター等の関係機関と連携しながら、場合によっては刑事事件としての立件も視野に入れて処理を行っています。



こんなときご相談ください。

〈トラブルの相手方が暴力団員だった〉

- 軽微な交通事故を起こしてしまったが、相手が暴力団員で高額な金額を要求されてしまった。
- 交際相手と別れたが、相手の父親が暴力団員で高額の手切れ金を要求された。
- クレーム対応の相手方が暴力団員かどうかは分からないが、そのような風貌であり、個人で対応するのが怖くて不安である。

〈政治結社や右翼団体から突然連絡が来た〉

- 産業廃棄物処理の問題で、政治結社から突然「公開質問状」が届いたがどう対処してよいのか分からない。
- 「街宣車を回すぞ」と言われた場合、どう対処してよいのか分からない。

〈不当要求行為〉

- ここ数年、数万円もする機関誌の購入をしており、この度購読を拒否したいが、相手の反応が怖くてできない。

こういうとき、法律専門家としての弁護士の
アドバイスを求めてみてはいかがでしょうか？

おかやま犯罪被害者 支援センター

犯罪の被害にあわれた方へ

犯罪被害にあって、どうしたらいいか一人で悩んでおられませんか。

おかやま犯罪被害者支援センターでは、犯罪の被害にあわれた方の支援に精通した弁護士が犯罪の被害にあわれた方の支援をします。

まずは、お気軽に当支援センターにご連絡ください。

当支援センターでは、犯罪被害の種類に応じて、その被害類型に精通した弁護士が犯罪の被害にあわれた方のご相談にのります。

この相談は、初回は無料で、相談時間も通常の相談よりも長めの1時間程度となっております。

もちろん、ここで相談した内容が外部に漏れることはありません。

相談の結果、その後の支援が必要な場合(右具体例参照)、事情によって当支援センターが弁護士費用等の援助をします。

弁護士への相談は決して大げさなことではありません。

犯罪の被害にあわれた方に認められた権利を適切に行行使するために弁護士の助言を求めてはいかがでしょうか。



犯罪被害者支援センター

【具体例】

1. 法律相談

弁護士が、犯罪の被害にあわれた方の話を聞いて、悩んでいること、困っていることについて助言します。

2. 被害届等の提出

弁護士が、被害届や告訴状の提出についてお手伝いをします。

3. 裁判付添等

弁護士が、刑事裁判の傍聴に付き添いをして刑事手続きについて分かりやすく説明します。犯罪の被害にあわれた方が裁判所に行きたくない場合は、弁護士が代わりに裁判を傍聴してその内容をお伝えします。

4. 意見陳述の支援

犯罪の被害にあわれた方が裁判で意見陳述を希望される場合、意見陳述書面の作成支援をします。

5. 安全の確保

警察等の関係機関と協力し、犯罪の被害にあわれた方の身体の安全を守るための措置を講じます。

DV 事件の場合には、裁判所へ保護命令の申立等をしますし、ストーカー事件の場合には警察に禁止命令を出すように働きかけます。

以上はあくまでも一例に過ぎません。

当センターは、犯罪の被害にあわれた方のお話を聞き、

その方が必要とする支援を行います。

まずはお気軽にご相談下さい。



刑事弁護支援センター

1. あなたが、あるいはあなたのご親族、ご友人が、犯罪の嫌疑をかけられた場合、弁護人による迅速的確な支援が望まれます。日本国憲法は、全ての国民に弁護人依頼権を保障し、弁護人による適正手続の確保を宣言しています。
2. 私選弁護人とともに、平成 18 年から捜査段階からの国選弁護人制度が始まりました。平成 21 年からは対象も拡大されます。しかし、全ての事件という訳ではありませんので、制度の隙間を埋める支援を予定しています。



3. 裁判員裁判が導入されるなど、今、刑事司法が大きく変わろうとしています。この機に経済的理由により弁護人の十分な援助を受けられない方が出ることのないように、迅速に対応します。



特別人権支援センター

特別人権支援センターは、人が、権利の主体として、尊厳に満ちた生存を維持しうるよう援護することを目的として設置されました。岡山弁護士会ハンセン病被害者サポートセンターの活動（元患者らに対する差別と偏見の除去、社会復帰の支援と生活の保障、医療の保障、国民に対するハンセン病に関する正しい知識の周知徹底などを実現するため、入園者の社会復帰、医療体制、法律相談と法的支援、行政との連携等の支援活動）を支援しているほか、主として弁護士からの持ち込みにより、他のセンターではカバーしきれない人権問題の支援を行っています。

また、平成 24 年 4 月から、労働と生活に関する法律相談費用や、労働基準監督署への申告等に関する弁護士費用の援助もスタートしました。





寄附のお願い

リーガル・エイド岡山の活動は、皆様からのご寄附によって支えられ、活動しております。

寄附につきましても、遺贈による寄附、刑事贖罪寄附、冠婚葬祭の寄附など様々です。

リーガル・エイド岡山の事業にご賛同とご理解をいただき、何卒ご協力下さいますようお願い申し上げます。



刑事贖罪寄附とは

犯罪を犯してしまった方が、反省の意を込めて行う寄附のことで、裁判所により情状の資料として評価されることが期待されます。特に被害者のない犯罪、被害弁償ができない事案等に有効です。

手続きは簡単です！

刑事贖罪寄附の申込みをいただきますと、下記の事項を確認させていただき、すみやかに贖罪寄附を受けたことの証明を発行させていただきます。

- ① 申込者の住所・氏名
- ② 被告人（被疑者）の氏名
- ③ 係属裁判所・部
- ④ 係属事件名
- ⑤ 寄附の趣旨
- ⑥ 寄附の金額
- ⑦ 受任弁護氏名





お問い合わせ

公益
財団
法人

リーガル・エイド岡山

岡山弁護士会館内 〒700-0807 岡山市北区南方1丁目8番29号

電話 (086) 223-7899 (代)

<http://www.la-okayama.com/latoha/latoha.html>